

平成29年度

教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行状況についての点検及び評価報告書
～外部評価委員コメント～
(平成28年度対象)

築上町教育委員会

目次		ページ
築上町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の概要	・・・・・・・・	1 ～ 2
Ⅰ 教育委員会の活動状況について		
1 教育委員会の活動	・・・・・・・・	3
(1) 教育行政の運営に関する基本方針の決定及び教育委員会の活動に関すること	・・・・・・・・	3
2 教育委員会が管理・執行する事務		
(1) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること	・・・・・・・・	4
(2) 教育予算その他の議決を経るべき議案の原案決定に関すること	・・・・・・・・	4
(3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること	・・・・・・・・	4
(4) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命その他の人事に関すること	・・・・・・・・	5
(5) 県費負担教職員の人事の内申に関すること	・・・・・・・・	5
(6) 教科用図書の採択の決定に関すること	・・・・・・・・	5
(7) 文化財の指定、保存、活用に関すること	・・・・・・・・	5
Ⅱ 教育施策の推進状況について		
1 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務		
(1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実に関すること	・・・・・・・・	6 ～ 7
(2) 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進に関すること	・・・・・・・・	8 ～ 13
(3) 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進に関すること	・・・・・・・・	14 ～ 18
(4) 特色ある町民文化の創造に関すること	・・・・・・・・	18 ～ 19
(5) いきいきとしたスポーツクラブの創造に関すること	・・・・・・・・	20 ～ 22
(6) 人権尊重精神を育成する教育の推進に関すること	・・・・・・・・	22
〔 総評 〕	・・・・・・・・	23 ～ 24

築上町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の概要

1 教育委員会評価について

教育委員会は、首長から独立した合議制の組織であり、同委員会が自ら策定した教育行政の基本方針に基づき、教育に係る広範かつ専門的な事務が確実に実施され、かつ充実を図ることが求められています。

平成20年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会（厚生文教常任委員会）に提出するとともに、公表することとされています。

評価については、築上町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）事務局に「教育委員会評価検討委員会」を設置し、その評価対象や評価方法等について議論を重ね、各課係において教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価のための資料整理を行い、「教育委員会評価検討委員会」において自己評価を行いました。その後、学識経験を有する方を委員とする「教育委員会外部評価委員会」を設置し、評価及び意見をいただきました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 評価の対象

評価を基に、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書」としてまとめました。

評価の対象は、平成28年度中の町教育委員会としての活動及びその権限に属する事務執行分です。また、評価は、平成28年度築上町教育行政方針に基づき実施した事業項目毎に行いました。

3 外部評価の概要

平成28年度の評価については、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果を「教育委員会外部評価委員会の意見」として掲載しています。

4 評価の詳細 別紙、各シートのとおり

各シートに「評価項目」を設定し、各項目に対する点検・評価について、自己評価と外部評価委員会による評価を行いました。また、評価判断基準については、A（期待以上）、B（期待どおり）、C（やや下回る）、D（期待以下）に分けて評価を行いました。

尚、A（期待以上）未満の評価については、《 課題、今後の対応 》にて検討していきます。

※評価不可能な評価項目については、横線で表記しました。

5 評価対象期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

I 教育委員会の活動状況について

1 教育委員会の活動

評価項目	点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
			評価	評価委員コメント
(1) 教育行政の運営に関する基本方針の決定及び教育委員会の活動に関すること	○教育委員会を15回（定例会11回、臨時会4回）実施し、教育行政に関する重要事項等について、適時適切かつ慎重に論議を行うことに努めた。 ○学力向上推進のための学校訪問（10校）・要請学校訪問（椎田小学校、八津田小学校、築城小学校、椎田中学校）では、授業・施設等の参観及び協議等を通して学校の実態を把握することにより、問題や課題等の解決を指導支援することができた。 ○会議以外の活動として、学校行事をはじめ各種行事や研修会への積極的な出席に努めた。そして、教育現場の実態把握や関係者との懇談・情報交換を行い、地域の実情に応じた施策を展開できるよう情報収集を行った。 ○町教育行政の基本方針である『築上町教育行政方針』を定めるとともに、教育委員としての資質向上のため、研修会等を企画し、教員も積極的に参加することができた。 〔開催概要〕 第1回 築上町学力向上・小中連携研修会 日 時 平成28年8月10日（水） 13:30～17:00 場 所 築上町コミュニティセンター「ソピア」 概 要 築上町内の全教職員が一堂に会し、喫緊の課題である学力向上に向けた取組みについて、授業改善、学力補充、家庭学習等の在り方及び、小中連携の在り方を中心に交流し、学校としての教育力の向上を図った。 第2回 築上町学力向上・小中連携研修会 日 時 平成29年1月17日（火） 13:30～17:00 場 所 椎田小学校（椎田中ブロック）、下城井小学校（築城中ブロック） 概 要 築上町内の全教職員が中学校ブロック毎に、授業をとおした研修を行い、授業改善、学力補充、家庭学習等の在り方及び、小中連携の在り方を中心に交流し、学校としての教育力の向上を図った。 ○総合教育会議（2回開催）において、築上町の教育行政について、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議を行うことができた。 〔協議事項〕 第1回 教育大綱の策定について 国際理解教育（日中友好交流事業）について 第2回 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置について	A	B	○教育委員会（会議）を15回行ったとありますが、議案や報告など、案件一覧の情報公開が望ましいと思われます。（理由：重点施策や具体的な事業など、都度明らかにし、町民に向けて分かりやすい説明、公表の必要性を感じます。） ○他市町村では、会場を学校等で行い、現場意見のヒアリングや施設の状況視察が可能となるなど、効率向上に向けた取り組みを進めていることも参考にしたいところです。 ○総合教育会議会議録の情報公開については、内容がよく分かり、評価できます。発言そのままではなく、要約してもよいのではないかと考えます。 ○町として一途の方針のもと教育行政が行われるには、その基本的な考え方が十分検討され、教育の大綱的なものとともに各年度を対象とする「年度教育行政方針」が定められている必要があります。そういう意味では、教育委員会や総合教育会議での議論は教育に対する大綱的なものに対する理解を深めるため必要不可欠であり、充実した議論の内容は早急に公開されるべきだと考えます。

2 教育委員会が管理・執行する事務

評 価 項 目	点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
			評価	評価委員コメント
(1) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事	○教育委員会規則等の制定又は改廃を行った。 ・ 築上町公民館条例施行規則の一部改正 ・ 築上町コミュニティセンター運営審議会設置要綱の一部改正 ・ 築上町通学路安全推進協議会設置要綱を制定 ・ 築上町学校運営協議会規則を制定 ・ 築上町芸術・文化活動激励金・賞揚金交付基準の一部改正 ・ 築上町学校運営協議会推進委員会設置要綱を制定 ・ 築上町文化会館（コマーレ）条例施行規則の一部改正 ・ 築上町コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱を制定	A	A	
(2) 教育予算その他の議決を経るべき議案の原案決定に関する事	○予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定した。 ・ 旧竹内邸条例の制定 ・ 築上町奨学金条例の一部改正 ・ 築上町体育施設条例の一部改正 ・ 築上町海洋センター条例の一部改正 ・ 公の施設に係る指定管理者の指定について （築上町文化会館・コマーレ、学習等供用施設、地区集会所） ・ 工事請負契約の締結について 築上町立築城中学校既設校舎解体工事 築上町立築城中学校校舎建築工事	A	A	
(3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事	○特記事項なし	—	—	

評 価 項 目	点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
			評価	評価委員コメント
(4) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命その他の人事に関すること	○教育委員会事務局員を任免した。 ○築上町通学路安全推進協議会委員を委嘱した。 ○小中学校評議員を委嘱した。 ○築城中学校建替準備協議会委員を委嘱した。 ○社会教育委員を委嘱した。 ○スポーツ推進委員を委嘱した。 ○町雇用の嘱託・臨時職員を町広報誌で公募し、書類や面接等を通して、下記の職員を採用した。 （指導主事1名、図書司書3名、学校事務員4名、給食調理員嘱託12名、臨時職員4名、用務員10名、介護員1名、英語指導員2名、行政事務職嘱託1名、行政事務職臨時1名、常勤講師17名、非常勤講師2名、適応指導教室指導員2名、地域活動指導員3名、コミュニティセンター事務員1名、中央公民館事務員1名、図書館業務員2名、文化財整理作業員2名、体育施設受付事務員1名、体育施設等受付軽作業員 1 名）	A	A	○常勤講師、非常勤講師の配置の公表を希望します。 ○講師が年々増加しているように見受けられますが、きめ細かい指導により、児童・生徒に基礎的、基本的な内容の定着が図れるよう引き続き充実に努められることを望みます。
(5) 県費負担教職員の人事の内申に関すること	○京築教育事務所管内の教育長会議での連絡事項や協議内容等を確認するとともに、県費負担教職員の人事の内申を行った。 県費教職員 129名、県費講師 34名	A	A	
(6) 教科用図書の採択の決定に関すること	○特記事項なし	—	—	
(7) 文化財の指定、保存、活用に関すること	○特記事項なし	—	—	○地方創生の諸活動とも関係し、町を挙げた取組を支援するものですから、より積極的な活動が期待されます。

Ⅱ 教育施策の推進状況について

1 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
(1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実に関すること	1 学力向上のための取組の推進	○確かな学力向上の基盤となる、基礎・基本の確実な定着を図るための取組を推進した。 ①各学校において「学力向上プラン」の確実な実施及び検証を行った。 ・全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査並びにCRT検査・ハイパーQU検査の結果分析を的確に行い、学力向上プランの見直し及び改善を図ることができた。 ・町内の教職員が中学校ブロック毎に集まり、授業をとおした研修等を行う「学力向上・小中連携研修会」を開催し、授業改善、学力補充、家庭学習等の課題解決に向けた研修を行うことにより、教員の指導力の改善に努めた。 ・教育委員会による全校の学校訪問を行い、学力向上プランの実施状況を確認した。 ②児童生徒の実態を詳細に把握し、学力実態調査事業を実施した。 ・児童生徒の学級満足度や学校生活意欲などの実態把握を行うために、CRT検査とリンクさせたハイパーQU検査を行い、その結果分析をもとに、児童生徒に対する的確に指導することができた。 ③築上塾（土曜講座）を開講し、学力向上を図った。 ・小学校4年生及び中学校3年生の希望者を対象に、隔週土曜日の午前中に習熟度別の補充学習を行う築上塾（土曜講座）を開催し、学力向上に繋げることができた。 ・小学校4年生 国語・算数 2時限（45分／1時限） ・中学校3年生 英語・数学 2時限（70分／1時限） ④長期休業中の補充教室を実施したことにより、学力向上の取組を行った。 ・夏季休業期間に、学力強化講座を3日間以上実施し、習熟度別学習により基礎学力の定着と活用力育成の取組を推進することができた。 ⑤小中連携教育の推進を図る取組を行った。 ・中学校区での小中連携推進委員会を開催し、小学校と中学校の行事や授業の交流を実施、連携の推進を図ることに努めた。	B	B	○全体的な学力向上には時間がかかると思われますが、夏季休業期間の学力強化講座や、築上塾の開催により、学力は必要であると、親や子どもたちの意識が変わる事も期待されるので、継続することが望ましい。 ○「全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査」の築上町の分析結果の概要を作成し、保護者や教職員へ配布することで、課題解決に向けて保護者と学校の連携がより密になるきっかけ作りとしたい。 ○結果や効果が今一步ということであれば、「的確に」の文言は削除が望ましいと思われます。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		・「未来を拓く築上町の教育ビジョン」「築上町小中一貫（連携）教育の推進について」のリーフレットを配布し推進を図った。 《課題・今後の対応》 ・全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査等の結果を踏まえ、更なる学力向上の施策を検討する必要がある。 ・授業時数の確保のため、夏季休業中の出校日数、土曜授業の実施を検討する。 ・小小、小中の行事交流や出前授業を具体的に実施する。			○子ども達の学力向上対策の一環として、（近隣の大学と連携して？・・・未確認です）学生ボランティアを活用している事例があります。内容、効果等検討をしてもよいのではないかと思います。
	2 個性や能力を伸ばす教育の充実	○個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫・改善を行うとともに、個々の能力を引き出すキャリア教育活動の推進を図った。 ①少人数指導や習熟度別指導を推進することができた。 ・県費加配教員及び町雇用教員と担任によるTT指導を行い、個の能力を引き出し、児童生徒が自ら力をつけるために、個に応じたきめ細かな指導を推進した。 ②情報機器を利用したICT教育を推進することができた。 ・パソコンリースの更新に際し、従来のパソコン教室だけでなく普通教室においてもICT教育を行えるために、電子黒板内臓プロジェクター、書画カメラ、タブレット等の配置を平成26年度に完了し、又、平成27年度から使用する小学校教科用図書の教員用指導書をデジタル化した指導書の導入を図った。 さらに、中学校においても、小学校と同様に平成28年度から使用する教員用指導書のデジタル化を図り、生徒たちに受け入れられ易いビジュアル的な授業の推進を図るICT教育の充実に努めることができた。	A	A	

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
(2) 豊かな人間性 や志をもってたくましく生きる 力を培う教育の 推進に関するこ と	1 道徳性を養う心 の教育の充実	○他人を思いやる心、公共のためになることを大切にする心を身につけることができるよう、教育活動全体を通じて道徳性を養う教育を推進することに努めた。 ①基本的な生活習慣、規範意識等の重点化を図った。 ・「家庭学習の手引き」に生活習慣及び規範意識向上の内容を盛り込んだパンフレットを家庭に配布して、生活習慣及び規範意識の向上に努めた。 ②「心のノート」を改訂した「私たちの道徳」の活用推進を図ることができた。 《課題・今後の対応》 ・あいさつ、礼儀及び授業規律の更なる徹底を図る。	B	B	○子ども達の多種多様な考えを引き出し、認め合う「道徳」の授業の活性化に継続して努めていただきたい。
	2 特別支援教育の 改善・充実	○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援、特別支援教育の改善、充実を図った。 ①特別支援学級設置校への教育環境の整備及び支援体制の充実を図ることができた。 ・教育環境整備については、前年度までに整備を完了し、支援体制については、今年度も引続き町費雇用の支援講師4名と介護員1名を採用して、支援体制の充実を図った。 ②小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室における指導の充実が図られた。 ・インクルーシブ教育システムについて理解を深めるため、パンフレット「生きる力を育むために」を作成し、全ての家庭に配布した。 ③特別支援教育推進のための研修及び相談事業の充実が図られた。 ・発達障害を含む全ての障がいのある児童生徒に対する支援を、外部専門家による巡回相談で指導助言を受け、個々の支援を図ることができた。 ・巡回相談実施回数 町内小中学校 30回／年間			○特別支援学級設置校数と学校名の公表を要望します。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		・町雇用の特別支援講師及び介護員を対象とした研修会を実施し、指導力量の向上を図ることに努めた。			
	3 食育の推進	○生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることをめざし、児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、給食活動を通じて豊かな心を育成する食育の充実を図った。 ①食に関する指導の充実が図られた。 ・各学校において、保健・給食、放送委員会が、毎日の給食時間に校内放送をし、「食育月間」の趣旨やその日の給食メニューや築上産食材及びその栄養等について知らせ、「バランスのとれた食事」の大切さについて学習する場とすることができた。 ②自校炊飯による米飯給食完全週5日の実施が継続された。 ・米飯給食週5日は、平成19年度の八津田小学校から始まり毎年数校が順次開始して、最終年度の平成23年度に椎田中学校・築城中学校の実施により、町内小中学校全てが自校による米飯給食を実施している。 ③食育推進のための関係機関や地域ボランティアの積極的な活用が図られた。 ・各学校において取組む食育に関する事業は、町内関係団体代表で組織する築上町食育推進協議会と連携して実施した。 ・本町独自のし尿を原料とした液状堆肥を使った自然生態系農業を、JA・生産者の協力のもと、子どもたちに安全・安心な農産物の大切さを実感させることができた。 ④「弁当の日」の取組の推進が図られた。 ・「弁当の日」の取組については、各学校において決められたものを年2回程度行った。また、「弁当の日」を定着させるために、町栄養士と栄養教諭が連携し、小中学生に向けた調理実習などを実施し、子どもたちに食育の大切さを実感させることができた。	A	A	○今後とも、町内の食材を豊富に使って食を支えていただきたい。 ○事故が起きたときの危機管理マニュアルの充実や、事故対策シミュレーション等十分であるのか指導、チェックをお願いします。 ○「弁当の日」取り組みについて、他市町村では大きな効果をあげている新聞記事等を目にします。教育委員会においても、その必要性、有効性、効果等の把握をし、継続して推進していただきたい。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
	4 いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実	○社会性や対人関係能力の育成を図るとともに、いじめ・不登校の未然防止や早期対応に向け、一人ひとりに応じたきめ細かな指導相談の充実を図った。 ①学校・適応指導教室での指導の充実が図られた。 ・適応指導教室（あおぞら教室）は、不登校及び不登校傾向の児童生徒の適応指導を行い、学校生活及び社会生活への復帰を図ることを目的として設置されている。いわゆる、学校環境になじめない子どもたちと学校をつなぐ場とし、子どもたちの居場所作りに努め、教育関係者で構成する運営委員会の方針に基づき指導を行った。 指導員2名、在籍者 7名 ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用の充実が図られた。 ・スクールカウンセラー2名、スクールソーシャルワーカー1名で、児童生徒、保護者等に対してカウンセリング等の心の相談事業を行った。 《課題・今後の対応》 ・適応指導教室と学校とが連携を密にし、児童生徒の一刻も早い学校復帰が図られるようさらに指導を充実させる。	B	B	○いじめや不登校など児童・生徒の問題行動などに対応するため、教育相談員やスクールカウンセラーを配置して、学校教育相談の充実を図っていることは評価できます。しかし、いじめや不登校の件数が減少していないことを受け、関係者が一丸となって効果のある対策に取り組まれることを要望します。 ○不登校児童・生徒数や、学校には登校できるが学級へ入ることができない児童・生徒数の把握と、子ども一人一人への具体的な対応の必要性があります。また、保護者や保護者の対応に苦慮している学校・教職員のへ支援体制の充実を要望します。
	5 家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実	○学校・関係機関・団体との連携を強化し、家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実を図ることに努めた。 ①築上町教育委員会指定・委嘱の研究発表会を実施した。 ・学力の向上及び教職員の資質向上や保護者・地域住民・関係機関等に対しての学校の説明責任を果たす目的で、2校（小原小学校、築城中学校）が教育研究指定事業の公開授業等を行った。 ②「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進が図られた。 ・町教育委員会が作成した「家庭学習の手引き」に、「学習時間のめやす」「学力アップは規則正しい生活から」「学習の大切なポイント」の実例を紹介して「早寝・早起き・朝ごはん」の提唱を図った。 ③土曜授業の推進が図られた。 ・教育力を高める目的で、全校において土曜授業（年1～2回）を実施す	B	B	

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		ることができた。主な内容としては、小学校では「6年生を送る会」、中学校では、「文化発表会」等で、多くの地域の人たちや保護者に対し、学校教育への理解を得る場とした。 ④家族間の対話や家庭学習の時間を確保するため、町内PTA連合会、町内校長会と連携し、「携帯・スマホ等の利用に関する宣言書」を作成し、全ての家庭に配布した。 《課題・今後の対応》 ・配布を行った「携帯・スマホ等の利用に関する宣言書」の四つの指針について、全ての家庭で宣言内容が遵守されるように、引続き啓発を行う必要がある。			
	6 安全・安心な学校づくりの推進	○安全で快適な学校生活が送れるよう、施設の整備や地域並びに関係機関と連携した学校内外の安全体制の整備・充実を図った。 ①施設の改造、改修等による計画的な整備を行った。 ・築城中学校の建替えについて、国庫補助金（防衛省、文部科学省）を活用し、今年度は、屋外体育倉庫の新設、仮設校舎の新設、既設校舎の解体を行った。 - 新校舎については、建設に向けた準備工事を行った。 ・学校施設の改修等を行い、教育環境の整備を図った。 ・西角田小学校及び上城井小学校空調機器設置工事、八津田小学校屋内運動場及び椎田中学校武道場非構造部材耐震改修工事、西角田小学校高架水槽取替工事、椎田中学校壁閉塞工事など ・上記の学校施設整備工事を行うために、設計業務及び監理業務委託も行った。 ・学校の環境整備及び給食施設整備のため備品等を購入した。 ②通学の安全のための地域ボランティアの活用が図られた。 ・自治会長会などの会議において、地域の人たちに子どもの登下校時に合わせて散歩していただき、子どもの安全確保に協力していただくお願いをしてきた。 ③通学路安全推進協議会を設置した。	A	A	○②、③については、子ども達の安全確保のためには、実効性ある事業と判断します。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		・通学路の安全確保のために、関係機関と連携し、築上町通学路安全プログラムを策定し、取組方針を確認できた。 ④築上町奨学金制度を実施することができた。 ・有能な学生で経済的理由により就学困難な者に対して、学資の貸付をもって有為な人材を育成する目的で、町独自の奨学金制度を設けているが、今年度は3人（1,620千円）の貸付を行った。 ⑤児童生徒の就学援助制度を実施することができた。 ・私立幼稚園児の保護者が、経済的理由により入園料及び保育料の納入が困難と認められる者に対して、入園料及び保育料の一部を補助した。（園児115人） ・児童生徒の保護者に対しては、学用品・校外活動・給食費・医療費等の必要な経費の援助を行った。 （要保護児童生徒66人、準要保護児童生徒215人、特別支援教育就学奨励8人）			○子ども達の学びを支援するための就学援助制度については、広く町民に周知していただくことを希望します。
	7 地域に開かれた学校づくりの推進	○家庭や地域との連携・協力による学校づくりの推進が図られた。 ①学校評価システムを活用することに努めた。 ・学校関係者評価委員から評価された学校評価書をもとに、適切な学校運営の指導を行うことができた。 ②学校評議員等を活用した学校運営の推進が図られた。 ・活力ある教育活動の実施及び学校と家庭・地域社会との望ましい連携のあり方など、校長が行う運営等の教育活動に対して助言を受けるため、今年度も地元住民の方に学校評議員の委嘱状を交付した。 学校評議員41名 ③地域の人材活用を通してふるさと教育の推進が図られた。 ④学校施設の開放促進が図られた。 ・地域住民が行うスポーツ活動及び文化交流支援のために、学校施設の使用申し込みに対し、学校と地域住民との交流促進を目的とした学校施設の開放に努めた。 ⑤コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度の導入に向けた取組を行った。 ・学校・家庭・地域が一体となって学校運営、子育てに取り組むことが可	B	B	○③の地域の人材活用を継続して推進していただきたい。 ○⑤のコミュニティ・スクール制度を理解するために、研修内容等を町民に知らせていただきたい。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		能となる「学校運営協議会制度」の導入に向け、各学校に「推進委員会」を設置し、次年度の導入に向けた取組を行った。 平成29年2月 築上町「コミュニティ・スクール」導入に係る研修会を開催（於：築上町コミュニティ・センター） 《課題・今後の対応》 ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度の充実に向け、きめ細やかな情報提供や先進地視察等を実施する必要がある。 ・地域人材リストを作成し、活用する等の施策を検討する必要がある。			
	8 健やかな心身を育む健康教育の充実	○薬物乱用等、健康に関する課題に対応した健康教育の充実に努めた。 ①薬物乱用防止教育についての研修の充実が図られた。 ・校長会において、福岡県薬物乱用防止講師団から薬物乱用防止教育の必要性などの説明を受け、併せて日本公衆電話会作成の小学生を対象とした社会の一員としてのルール・マナーを書いた「子ども手帳」等を活用し、薬物乱用防止教育を行った。 ②アナフィラキシー症候群等のアレルギー疾患への適切な対応策の実習を含む研修会を実施した。 ・学校給食における食物アレルギー症状に応じた適切な対応策として、小中教職員及び保護者を対象として「緊急時におけるシュミレーションを取り入れたエピペン実習」を行い、参加者の共通認識を図ることができた。	A	A	
	9 国際理解教育の推進	○国際理解教育の一環として、日中友好相互交流事業を再開した。 ・姉妹校の締結をしている中国の小学校を訪問し、友好交流を図るとともに、児童の異国文化への理解や国際感覚を養うことができた。 ・訪問先 金檀薛埠中心小学（金檀市） 竹鎮中日友好希望小学校（南京市） ・訪問日程 平成28年11月10日～13日 ・訪問団 町内小学生（6年生）17名 随員 12名	A	A	○築上町ホームページで探したが、交流活動がのっていませんでした。交流内容や子ども達の体験記など、広く町民に伝えることが必要だと感じます。 ○当該事業に参加した児童に対し帰国後の成果を学校活動及び社会活動に活用できる体制づくりが整えられているのでしょうか。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
(3) 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進に関すること	1 社会教育の体制の充実	○生涯学習の定着及び振興に努めた。 ①社会教育法及び築上町社会教育委員条例に基づき、社会教育委員 8 名を委嘱した。（任期 2 年） ②社会教育の推進に係る社会教育委員会議を 3 回開催し、町から社会教育事業の報告及び計画、並びに社会教育関係団体等への補助金交付状況の精査、今後の社会教育の推進への助言を受けた。また、社会教育の一環としてコミュニケーションツールでもある「ふれあい囲碁」の普及に社会教育委員が取組、小学校（4 回）・通学合宿（1 回）・学童保育（1 回）の児童に直接指導を行った。 ③各社会教育関係団体に補助金の交付を行った。 ・社会教育活動を行う団体に対し活動補助金を交付することにより、継続的かつ、安定的な組織運営が図られた。 《課題・今後の対応》 ・社会教育事業について、学校への広報活動を強化する。	B	B	○「社会教育」の概念が生涯学習（自主学習）分野に偏在しており、「地域や社会への貢献」や「そうした行動を生む使命感醸成」などに関わる部分は、社会教育の重要な側面であると思いますのでそうした位置付けが必要と考えます。
	2 青少年健全育成の充実	○町内各種団体と共同し、現代の青少年の取り巻く環境における問題点や課題点を把握し、次代を担う青少年の健全育成を目的に、様々な視点から青少年にアプローチする事業展開が図られた。 ①築上町青少年育成町民会議では、青少年健全育成を理念に定期的な会議（7 回）や少年補導員と連携し、青少年の夜間における深夜徘徊や非行を未然に防止することを目的に、夜間巡回指導（2 3 回）の定期的実施、また、豊前警察署と合同で町内イベント会場内での巡回の実施や、町内の酒類・たばこ販売店を巡回し未成年者への販売禁止の徹底を喚起した。家庭教育の一環としては、保護者を対象に「子育て講演会」を開催し、子どもへの理解や子育てへの支援を図ることができた。 ②築上町子ども会育成連絡協議会では、年間を通じ様々な事業を展開し青少年の健全育成に大きく貢献できた。 ③築上町ジュニアリーダークラブでは、主に子ども会を卒業した中学生、高校生が自主的に加入し、町子ども会への事業支援や児童館祭り等に	B	B	○夜間巡回指導を今後とも継続していただきたい。 ○ジュニアリーダークラブの充実に向けて早急な取り組みをお願いしたい。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		参加した。また、新たな取組として町内の聴覚障がいの方を講師に「手話」を学ぶことを年間活動に掲げ、手話の言語や手話の必要性を学ぶと共に、自ら手話にてコミュニケーションがとれることを目的に実施し、障がいへの理解を深めることができた。 ④築上町通学合宿実行委員会では、小学5・6年生を対象に6泊7日の日程で、子どもたちが家庭から離れ生活することで自主性・協調性・生きる力を養うことができた。 築城・下城井・上城井校区…ソピア 椎田校区…中央公民館 葛城校区…岩丸生涯学習センター 西角田・小原校区…福間学習等供用施設 《課題・今後の対応》 ・中高生を対象としたジュニアリーダークラブの活動は、将来の築上町の次世代リーダーの育成を目的としており、今後の活動を更に推進・支援する。 ・通学合宿の運営に携わる地域の協力者を増やす。			
	3 芸術・文化事業の充実	○芸術・文化事業を開催したことにより、広く町民に芸術・文化の素晴らしさを体験する機会の提供を行った。 ①築上町文化会館（コマーレ）にて開催する芸術公演事業を業務委託することで、多様な公演を提供することができた。 ②「オクーンアンサンブルクラシックコンサート」を開催し、一流の音楽を直接聴くことで芸術分野の素晴らしさを体験できる場とすることができた。 ③日常的に芸術・文化活動を行っている個人・団体に対し、日頃の成果を発表する場を提供する「町民主催事業」を実施することで、広く芸術・文化活動を支援することができた。 [町民主催事業]・補助金 976,000円（事業費総額 1,979,270円） ・事業名 椎田書道クラブ会員展 フロイデ音楽祭	A	A	

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		ダンス発表会 6月のコンサート さつき花季展示会 アグリ陶工房「出逢いの会」 タンゴ・ロック・フェスティバル 第40回築上町歌謡愛好会がわ竹発表会 ④気軽にプロの音楽を聴く場を提供し、生活の中に音楽を取り入れる動機付けとなることを目的にミニコンサート（アコースティックコンサート）を開催した。			
	4 社会教育施設の整備	○生涯学習の拠点であり、自治会にて管理運営する町内社会教育施設（学習等供用施設・集会所）や、町直接管理の教育集会所の改修を行うことで、施設利用者の利便性の向上を図ることに努めた。 ①国庫補助金（防衛施設周辺民生安定事業）を活用し、学習等供用施設の大規模改修（建具・内装・空調復旧、バリアフリー化、太陽光パネル設置）を行った。 ・ 2施設（船迫、築城学習等供用施設）の大規模改修 ②平成30年度建設予定の（仮称）越路地区学習等供用施設新築工事（国庫補助予定）の実施設計を行った。 ③自治会が築上町学習等供用施設補助金及び集会所補助金を活用し、施設の改修を行い継続的な管理を図ることができた。 ・ 3施設（湊南、福間、広末学習等供用施設） ④町単独事業にて老朽化が著しい学習等供用施設の改修工事や修繕を行い、今後長期に渡り施設の維持ができることとなった。 ・ 2施設工事 弓の師学習等供用施設ボーリング及びポンプ設置工事 南別府学習等供用施設空調機設置工事 ・ 6施設（椎田、宇留津、安武、築城、南別府、船迫）修繕 ⑤町単独事業にて老朽化が著しい教育集会所の改修工事を行い、今後長期に渡り施設の維持ができることとなった。 ・ 1施設（南築教育集会所） 南築教育集会所屋内改修工事 南築教育集会所給水管引き込み工事	A	A	○使用頻度の低い学校施設などで、社会教育分野でも共用出来るものがあれば活用を図るべきだと考えます。（例：学校プールの開放）

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
	5 図書館の充実と読書習慣の定着	○図書館サービスの向上に努めた。 ①利用者ニーズの把握に努め、求める資料の提供を行った。 ・利用者ニーズに対応し、リクエスト購入134件、県内図書館からの借受119件、予約受付294件を行い、利用者の求める資料の提供を行った。 ②図書館業務員への司書資格所持者の配置を行った。 ・図書館業務員について、一般公募により採用した司書資格保有者2名の継続配置（2年目）を行い、窓口業務全般（貸出・返却・検索・レファレンス・蔵書管理など）の業務スキルがアップし、利用者サービスの向上に寄与した。 ○読書習慣の定着に向けた取組を行った。 ①ブックスタート事業の継続的实施を行い、読書習慣の定着に向けての啓発活動を実施した。 ・ブックスタートボランティアの協力の下、毎月1回の4ヶ月児健診時に保護者や4ヶ月児を対象にブックスタート事業を実施し、家庭での読み聞かせの大切さやその仕方、絵本や子育て支援事業の紹介、絵本のプレゼントなどを行い、乳児期からの読書習慣定着に向けての啓発活動を行った。 ②小・中規模小学校6校へ読書活動支援の学級文庫の特別貸出を行った。 ・比較的に学校図書館の蔵書数が少ない小・中規模小学校（八津田、葛城、小原、西角田、下城井、上城井）の各小学校へ毎学期250冊（上城井は100冊）の特別貸出（選書・配布・回収・返却・貸出作業は図書館、学級内配本・管理は学校）を行い、年間4,050冊の本を提供した。これにより、学級内での読書活動が活性化され、児童の本に触れ合う機会が増えたと思われる。 ③子ども読書推進計画の策定 ・子どもたちの「活字離れ・言葉の乱れ」を克服するために計画書を策定し、子どもたちが自主的に読書活動を行い、自由で楽しい読書の推進方針を確立することに努めた。 《課題・今後の対応》 ・学校図書館司書と連携をとりながら、資質能力向上のための研究会を企画する。特に読み聞かせや魅力ある図書館づくりのノウハウを学ば	B	B	○平成28年度購入図書 of 冊数、AV資料、電子資料の点数、これにより総合計蔵書資料の点数等の公表をお願いします。また、利用状況：一般書の冊数、児童書の冊数、雑誌の冊数、AV資料の点数、これにより貸出総数の点数の公表を。また、昨年より増減を%でお願いします。 ○図書館のホームページが非常に事務的な内容になっているように感じます。新規購入図書を画像で紹介したり、館長お薦めの本を一言解説付きで紹介したり、利用者の声などを編集してアップするなど、開いてみて楽しいホームページづくりを検討してください。 ○幼児や赤ちゃんを対象とした事業を企画してもよいのでは。図書館によっては、月2回午前中2時間「赤ちゃんタイム」等の実施をしているところもあり、赤ちゃんの時から本に親しむ機会を作ってあげることが必要と考えます。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		せたい。 ・「子どもの読書活動充実事業」家読りレーを推進する。			
	6 公民館活動の充実	○町民大学各種講座1514講座を中央公民館・ソピアで開設することにより町民の身近な学習の場の提供で人と人の交流を推進し、生きがいを推進することができた。また、町民文化祭の開催により、多くの町民が文化活動の発表の場、並びに人づくりの拠点として、さらなる充実を図ることができた。 《課題・今後の対応》 ・施設設備について、不自由な面の改善を図る。 ・参加者の増加に努める。	B	B	○閉校などにより、現在使われていないピアノや楽器類などの調査を行い、使用可能なものについては、公民館などの施設に移動させ、管理しつつ利用してはどうか。
(4) 特色ある町民文化の創造に関すること	1 文化財保護の充実	①埋蔵文化財調査事業の推進により、文化財への理解醸成が図られた。 ・町内の各種開発に伴う試掘確認調査の円滑な実施に努めた。 ②船迫窯跡保存整備事業（国庫補助事業）の実施により、史跡公園の有効活用が益々図られるようになった。 ・平成22年度からの継続事業で、平成27年度は茶臼山地区樹林整理業務と説明看板・溜池周囲木柵改修を行った。説明看板には新たにイラストを加え、一般に分かりやすいように装いを改めた。 ③本庄の大楠保護事業の実施により、町民による町のシンボルツリーへの愛着と理解が益々深まった。 ・クスサン防除のための消毒を実施した。 ④蔵内氏庭園が国名勝に指定されたことにより、全国的に注目度が増した。また、文化財活用と両立が的確に実施できた。 ・旧蔵内邸周辺（貴船神社・参道・三子銅像広場）の国名勝追加指定に向けた調査を実施し、改めて旧蔵内邸の歴史的・景観的重要性が再確認された。	A	A	

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
	2 文化財普及活動の充実	①旧蔵内邸に現存する最古級の金唐革紙を活用する取組（企画展示・ワークショップの開催）が図られた。 ②各民俗芸能団体等の伝承活動の支援を行った。 ・県指定3件、町指定8件を含む13団体に対して運営に係る補助金を交付すると同時に必要に応じて適切な指導、助言等を行った。 ③史跡船迫窯跡公園における各種体験学習・特別展示等を実施した。 ④史跡船迫窯跡公園開園10周年事業を実施した。 ・展示パネルと覗き型展示ケースの新調により、来館者の文化財に対する興味と理解促進を図った。 ・こどもの日のイベント開催や秋の企画展の開催により、文化財に対する愛着増進が図られた。 ⑤歴史民俗資料館における小学校等の見学会を実施した。 ⑥宇都宮氏に係る歴史・関連史跡啓発の取組を行った。 ・書籍『豊前宇都宮氏歴史資料集』を刊行した。 ・書籍の刊行により、豊前宇都宮氏に係る理解促進を図り、郷土への愛着を深めると共に、本町のPRおよび文化財の普及・啓発に努めた。 ⑦文化財を愛する心を育むため、町民による文化財清掃ボランティア活動を実施した。	A	A	○文化事業は積極的な事業実施によって、町民からより幅の広い文化事業の要求を受けているようになっていきます。今後もしろいろな会場で多様な事業を実施し、より多くの町民が参加できるよう努力願います。 ○旧蔵内家住居等築上町に残る大切な文化財を活用しながら後生に残せるよう、創意工夫を加えながら利用・活用されることを期待します。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
(5) いきいきとしたスポーツクラブの創造に関すること	1 生涯スポーツの振興	○生涯スポーツ事業を学校及び各種団体と連携して取組んだ。 ①スポーツ基本法及び築上町スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員17名を委嘱した。 ②築上町スポーツ推進委員が、各種スポーツ振興を展開した。 ・スポーツ推進委員会（8回）及び内部組織である総務（1回）、研修（2回）、広報（12回）委員会を定期開催し、生涯スポーツの事業展開等を計画することができた。 ・広報ちくじょうに「スポーツのとびら」を7回掲載し、広く町民に活動報告や情報提供等、スポーツの情報発信ができた。 ・スポーツ推進委員は体力測定判定員の資格を有しており、小学校にて実施される体力測定の測定支援を、築城・下城井小学校の2校にて実施し、小学校との連携強化や的確な測定を実施することができた。 ・各種団体からニュースポーツ指導要請を受け、複数のニュースポーツを提供、指導したことにより、スポーツ実施へのきっかけを図ることができた。 ③障がい者スポーツの取組を開始した。 ・障がいの有り無しに関係なく、誰もが活動できる場の提供として障がい者スポーツの事業を開始した。 ・県初級障がい者スポーツ指導員資格を本課職員2名取得済み ・県初級障がい者スポーツ指導員養成講習会にスポーツ推進委員を派遣 ・知的障がい者水泳教室（椎田海洋センタープール） ・知的障がい者マリンスポーツ体験教室（築城海洋センタープール・艇庫） ・身体障がい者マリンスポーツ体験教室（築城海洋センタープール・艇庫） ・障がい者スポーツスタッフ養成講習会の開催（中央公民館） ④学校との連携事業を強化した。 ・夏休み前のプール授業にて「自分の命は自分で守る」を目的に、例年築城B&G海洋センタープールで実施している着衣泳・背浮き・ペットボトル浮遊体験・カヌー体験を行う水辺の安全教室を3校（築城・上城井・葛城）にて実施。水難事故防止に努めた。	A	A	○高齢社会を迎えて、高齢者の健康づくりや生きがいのために、手軽な健康教室を身近な場所で開催するなど取り組みを積極的に進めてください。 ○町民の生涯スポーツ、健康づくりの促進を目指し、関係各課と連携しながら引き続き参加者の増加に努めてください。 ○自主的に行われ誰でも参加出来るラジオ体操会の活動などは、町としても事あるごとに広くそれを紹介し、自主的な参加を募る手助けをすることが出来ると思います。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
	2 各種スポーツ・大会等の取組	○スポーツの体験・実践の場の環境整備を図ることに努めた。 ①トップアスリートから直接指導を受ける少年スポーツ教室（潮田玲子バドミントン教室）を開催したことにより、子どもたちへ夢を与える場やオリンピックから直接指導を受ける場や話を聴く場となった。 ②ライフステージに応じた教室・大会を開催したことにより、継続的なスポーツ実施へのきっかけづくりの場の提供ができた。 ・マリンスポーツ体験教室・海洋クラブ・水泳教室・親子水泳教室・スポーツフェスティバル（グラウンドゴルフ大会・パークゴルフ大会・競争遊戯）・少年スポーツ教室等	A	A	○ライフキャリア教育の一環としても、トップアスリートによる子ども達への関わりを今後とも継続して行っていたきたい。
	3 スポーツ施設の整備	○スポーツ施設の改修を行うことで、施設利用者への安全性の確保及び利便性の向上を図った。 ①椎田体育館の用具倉庫が狭く、卓球台８台の収納場所が無いことからアリーナの隅に置いていた状況であったが、プレハブの用具倉庫を設置したことにより、施設利用者の安全性を確保することができた。 ②サンスポグラウンドのバックネットの下部の約８割が老朽化により断裂しており、グラウンド利用時ボールがグラウンド外に出ることが多々あったが、新たに鉄製フェンスを設置したことによりボールがグラウンド外に出ることがなくなり、利用者が快適に施設利用をすることができた。 《課題・今後の対応》 ・全ての施設が合併前に整備され、建築後３０年を越える施設も有しているなか、施設の老朽化により修繕や改修は、施設維持管理の観点から今後も必要となってくる。また喫緊の課題として障がい者スポーツの振興を展開する一方、施設には多目的トイレが整備されておらず、改修にて整備が可能な施設であれば計画的な改修が急務である。今後は、築上町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、計画的な維持管理を図る。	B	B	○施設の老朽化に対する修繕や改修については、喫緊の課題ととらえ、早急な対応をお願いします。このことが安全確保と参加者増加につながると考えます。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
	4 スポーツ団体の育成	○スポーツ活動実施団体に、活動共同取組や活動補助金を交付することで、継続的なスポーツ実施への支援を図ることに努めた。 ①総合型地域スポーツクラブ「NPO法人しいだコミュニティ倶楽部」事業への共同開催や活動支援を行った。また、障がい者スポーツの取組に対しても支援を行い、誰もがスポーツを行う場作りができた。 ②各種スポーツ団体への活動補助金支援 ・築上町体育協会・築上町少年スポーツ振興協議会・築上町武道連盟・築上町ゲートボール協会 ・アグリロードレース実行委員会 ③築上町スポーツ激励交付金の交付 ・各種スポーツの九州大会・全国大会に出場する選手は、町民に対して夢と希望を与え、スポーツ活動への動機付けに大きな影響があると共に、本町のスポーツ振興に資することから、出場選手に激励交付金を交付した。	A	A	
(6) 人権尊重精神を育成する教育の推進に関すること	1 人権・同和教育の充実	○人権・同和教育への啓発及び支援を図ることに努めた。 ①同和問題啓発強調月間・人権週間での取組を人権課と共に行い、広く町民に啓発活動を実施することができた。 ②築上町人権「同和」教育研究会に運営補助金を交付することにより、人権・同和教育啓発活動等への支援を行うことができた。 ③福岡県主催の人権教育コーディネーター養成講座（5回開催）に、地域活動指導員1名が受講し、人権に関する学習活動を企画・立案・実践する方法を学習することができた。 《課題・今後の対応》 ・平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行されている。障害者差別に関する啓発事業が必要である。 ・人権教育コーディネーター養成講座を受講し、人権学習を習得した職員が本課職員及び若年層の職員を対象とした人権学習を開催する。	B	B	

【総評】

「教育委員会の点検及び評価について」

・法２６条第１項において教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うべきことが定められています。また同法第２５条第２項の５に定められるように本点検及び評価は、教育長に委任出来ないこととされています。このため事務局に於いて行われる『内部評価』と称されるものは、「教育行政の基本方針に基づいて行われた事務の管理及び執行の状況を教育委員会に対し報告するもの」と言えます。

・教育委員会が行うその事務（教育長委任事務を含む）に関する管理及び執行の状況についての点検及び評価は「委任出来ない事務については自ら」、「教育長（事務局）に委任された事務については教育長（事務局）からの報告を点検・評価するような形で行われる」ことになると考えます。

・教育委員会が行う点検及び評価は「それを目的とする教育委員会を開催する」などにより行うことで法の趣旨に沿った対応が可能であり、外部評価委員の意見聴取についても同委員会に同席（又は陪席）するか、意見を記述した資料を同委員会に提出することにより実施出来ると考えます。

「教育長委任事務実施報告（仮称）の記載要領について」

・点検及び評価は「年度築上町教育行政方針に基づいて行われたか」を点検し、「その基本目標達成に対する貢献度や達成度（効果）」について評価出来ることが望ましく、このため報告書はそのような形で記述されることが好ましいと考えます。（例：「重点（主要）施策」、「継続施策」、「維持管理」などの事務の内容に合った表現に努める。）

・「教育委員会の活動状況」については、町民からは分かりにくい（見えにくい）と感じます。教育目標「志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子どもの育成」を達成のため、重点施策や具体的な事業などを常に明らかにし、町民に向けて分かりやすい説明・公表の必要性を強く感じます。積極的に町民への情報発信をお願いしたい。

・平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。町の「いじめ防止基本方針」を広く町民に周知をお願いしたい。

・少子化により増加している空き教室については、地域コミュニティの多様な活動に対して開放したり、文化財の一時的な収蔵庫・展示場所としての活用等、新しい活用方法を検討し、有効に活用していただきたい。

・築上町のホームページの充実をお願いしたい。各事業の情報発信ができる、専門のスタッフがいてもよいのではないかと考えます。検討をお願いします。

・総合教育会議にて決定されるべき教育大綱が未だ存在しておらず、「築上町教育行政方針」に記述される「（教育又は教育行政の）基本方針」などの背景的なものが理解しずらく早急に制定されるべきだと考えます。

・教育委員会としてどのような活動を行なっているのか、年15回行なっている協議内容の情報公開を可能であれば行っていただきたい。特に教育の点検及び評価は自ら行うこととされているのであるから必要な会議、視察、点検評価のための活動は公表し教育委員会としての評価も伺いたい。

・「築上町教育行政方針」中の細部行政計画的なものは「基本目標の各項目」毎に整理され分かり易くなっていますが、課毎に様式が異なっており統一を図るべきと考えます。

平成29年7月12日

外部評価委員会

会 長 白 川 修 三

委 員 大 村 正 雄

委 員 折 本 美佐子